

全建労発第 56 号
令和 5 年 12 月 8 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔公 印 省 略〕

「全建 労働関係法令相談室」の設置について（お知らせ）

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本会では各都道府県建設業協会の会員企業が行う労働環境の改善に関する取組を支援するため、令和 6 年 1 月より別添のチラシのとおり労働関係法令全般に関する相談室「全建 労働関係法令相談室」を設置いたします。労働関係法令の条文の解釈の説明の他、各企業の個別事案の問い合わせは必要に応じて「関係行政機関」、「働き方改革推進支援センター」に解釈を確認し、伝達いたします。

つきましては、貴協会会員の皆様に対し、周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当：労働部 古田・菅原）

「全建 労働関係法令相談室」 設置のご案内

労働関係法令全般に関する疑問事項を解決するため、
専用の相談室を創設します。

-  労働関係法令の条文（制度）の解釈を説明します。
-  各企業の個別事案は関係機関に解釈を確認、
内容をお伝えします。
-  対象は47都道府県建設業協会 会員企業

全建 労働関係法令相談室(全建 労働部内)
10:00～11:45、13:00～16:30／土日祝日除く
TEL : 03-3551-9396(全建代表番号)
Email : rodo@zenken-net.or.jp



Smile Work, Smile Life.